

<資料編>

新泉・和泉地区小中一貫教育校基本設計業務 プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区教育委員会は、平成22年5月に「新泉・和泉地区小中一貫教育校設置計画(新泉小学校・和泉小学校・和泉中学校の統合)」を策定し、同年7月から、3校の地域関係者及び保護者、校長等で構成する「新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会(以下、「協議会」という。)」において、平成27年4月の開校に向けた課題について協議を行っております。

本施設は、区内初の施設一体型小中一貫教育校であり、地域に開かれ地域に支えられる学校づくりのために協議会と連携して、基本設計を多面的に練り上げる優れた力量が設計者には求められます。

そこで、設計者の選定においては、本区の目指す小中一貫教育について理解し、学校施設の設計に対する意欲・熱意を持ち、高い技術と豊富な経験を有する設計者の資質を見定めるため、プロポーザル(提案)方式により実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名

新泉・和泉地区小中一貫教育校基本設計業務

(2) 業務概要

新泉・和泉地区小中一貫教育校建設のための基本設計

(業務概要は、別紙1による) ※本報告書においては資料2となっています。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から平成23年9月30日まで(予定)

(4) 事業規模(上限)

約30百万円

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 杉並区競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する一級建築士事務所の登録を継続して2年以上行っていること。
- (6) 責任者(※)が、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。
- (7) 責任者(※)が、平成12年1月1日から平成22年12月22日までに日本国内

で完成した、小中学校（延べ面積 5,000 m²以上）の建築設計の責任者としての実績を有し、本計画の設計完了まで、設計に対する最高責任者（総括責任者）として従事できること。

※ 「責任者」とは、「設計総括責任者」、「意匠主任担当者」又はこれと同等と認められる者としてします。なお、過去に所属した一級建築士事務所での実績も対象とします。

4 実施手順

内容	期間等
実施要領の公表・配布	平成22年12月28日（火） から
参加表明書等提出期間（郵送）	平成23年 1月 4日（火） から 平成23年 1月25日（火） まで ※企画提案書については、2月8日（火）まで受け付けます。
参加表明書等提出受付（窓口）	平成23年 1月25日（火）
企画提案書の郵送受付期間	平成23年 1月25日（火） から 平成23年 2月 8日（火） まで
企画提案書提出受付（窓口）	平成23年 2月 8日（火）
第一次審査【非公開】 （書類審査）	平成23年 2月下旬
第一次審査結果	平成23年 3月 7日（月） までに通知します。 第一次審査通過者には、第二次審査の案内を併せて通知します。（5者程度）
第二次審査【一般公開】 （ヒアリング審査）	平成23年 3月13日（日）（会場未定）
受託候補者選定結果	平成23年 3月18日（金）までに通知します。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

（1）受付方法

質問書（「様式6」）を使用し、E-mailにより提出してください。

（2）受付先

「11」に同じ。

（3）受付期間

平成23年1月13日（木）午前9時から午後3時まで

（4）回答方法

質問に対する回答は、平成23年1月21日（金）までに、杉並区公式ホームページ上で公開します。

http://www2.city.suginami.tokyo.jp/bid/proposal_list.asp

6 参加表明書の提出

（1）提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 応募者の業務実績（様式2）

- ウ 総括責任者及び主任技術者の業務実績（様式3-1、様式3-2）
- エ 協力事務所の業務実績（様式4）
※ 主任技術者が協力事務所に所属する場合に記載する。
- オ 総括責任者の業務実績（様式5）
※ 最大2件とし、うち1件は、本実施要領3の参加資格（7）に該当する作品とすること。

(2) 部数等

- ア 提出様式はA4判縦とし、本実施要領に定めた様式とする。
- イ 提出部数は、参加表明書に提出者住所・会社名等に記載して押印したものを1部（正本）。参加表明書表紙に提出者住所・会社名等を一切記載しないものを14部（副本）。左2箇所ホチキス綴じ。

(3) 提出場所

「11」に同じ

(4) 提出期限

平成23年1月25日（火）午後5時まで

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(5) 提出方法

原則として、郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。（宅配便可）
なお、1月25日（火）午前9時～午後5時に限り、持参受付を行います。

7 企画提案書等の提出

(1) 提案書類

ア 表紙（様式7）

イ 提案の内容 A3片面2枚

別紙1「新泉・和泉地区小中一貫教育校設計業務の概要」1に示す「教育内容にかかわる基本的な考え方」を踏まえ、下記項目について具体的な方針、内容について文章及びそれを補足する図案、イラストで自由に表現してください。

- ① 学習空間について
- ② 環境・省エネへの配慮
- ③ 災害（地震、水害）対策について
- ④ 地域との関わりを深めることができる学校施設について
- ⑤ ライフサイクルコストの最小化について

注（1）カラー、白黒どちらも可とします。

注（2）単線の簡単な概念図やイラスト、参考写真の使用を基本とします。

注（3）記述内容の文字などは小さすぎないよう12pt以上とし、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

(2) 提出部数等

- ア 提出様式はA3片面2枚とする。
- イ 提出部数は、表紙に会社名等の記載をしたものを1部（正本）。提案書に担当者・会社名等を一切記載しないものを14部（副本）。左2箇所をホチキス綴

じ。

(3) 提出場所

「11」に同じ

(4) 提出期限

平成23年2月8日(火)午後5時まで

注(1) 未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

注(2) 参加表明書等の提出があっても、企画提案書を指定された日時までに提出しなかった場合は、辞退したものとみなします。

(5) 提出方法

原則として、郵送(書留郵便に限る。)により提出してください。(宅配便可)。なお、2月8日(火)午前9時～午後5時に限り、持参受付を行います。

(6) 提出先

「11」に同じ。

8 受託候補者の選定手順

杉並区新泉・和泉地区小中一貫教育校基本設計業務選定委員会(以下、「委員会」という。)において、提出された書類及びヒアリングの内容を審査し、本業務に適していると認められる参加事業者を選定します。

ただし、全ての参加事業者が一定の水準に満たない場合は、選定しない場合があります。

(1) 評価基準

ア 実績等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
応募者及び予定技術者の業務経験並びに業務実施能力	① 応募者の同種設計業務の実績
	② 応募者の類似設計業務の実績
	③ 応募者の①及び②の工事監理実績
	④ 予定技術者が有する技術者資格
	⑤ 予定技術者の設計業務等の実績及び内容
	⑥ 予定技術者の類似業務の実績

イ 企画提案等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
企画提案に対する評価	① 業務内容の理解度
	② 業務方針の妥当性
	③ 業務の工程、手順の効率性
	④ 提案の的確性、整合性
	⑤ 提案の実現性
総合評価	① 提案全体の完成度

(2) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過者を選定します。（5者程度）

イ 第一次審査結果

審査終了後、速やかに提案のあったすべての事業者に通知します。

また、第一次審査通過者に対し、第二次審査の日程等を併せて通知します。

ウ 第二次審査（ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、委員会が第二次審査を実施し、契約を締結する受託候補者を選定します。

(3) 受託候補者選定結果通知

平成23年3月18日（金）までに通知します。

※ 非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

(4) 契約の締結

最優秀者との協議が整った場合は、当該者と業務委託契約を締結します。但し、協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とします。

9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

10 留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しません。
- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (6) 契約の締結にあたっては、区指定の標準契約書を使用します。
- (7) 基本設計の作成段階においては、保護者や学校支援本部、近隣住民の代表などで構成する協議会の下に設置する建設検討部会に出席し、部会の意見を反映させながら、設計を行うこととなります。
- (8) 建設計画地での説明会等はいりません。計画地を視察する場合は、現在も学校として利用している状況をご理解いただき、敷地内への立ち入りはご遠慮くだ

- さい。
- (9) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
 - (10) 提出された提案書等に、他の文献等を引用した場合は、必ず出典を明示してください。

1 1 担当課（提出先及び問い合わせ先）

杉並区教育委員会事務局教育改革推進課 小中一貫教育担当：橋本、門倉

所在地：杉並区阿佐谷南1-15-1（杉並区役所東棟6階）

電話：03-3312-2111内線1648

FAX：03-5307-0692

E-mail：KYOIKU-KAIKAKU@city.suginami.lg.

新泉・和泉地区小中一貫教育校基本設計業務の概要

杉並区教育委員会では、「杉並区立小中学校適正配置基本方針」（平成 21 年 2 月）を策定し、著しく小規模化が進んだ学校について、学校の適正規模を確保し、児童生徒に望ましい教育環境を提供するとともに、「杉並区小中一貫教育基本方針」（平成 21 年 9 月）を策定し、義務教育 9 年間での小中一貫した教育活動を全校で推進することとしました。

こうした状況の中、新泉小学校、和泉小学校及び和泉中学校の 3 校は、平成 17 年度から小中一貫教育に先行して取り組んでいること、新泉小学校、和泉中学校で、児童・生徒数の減少が続いていることなどから、平成 22 年 5 月に「新泉・和泉地区小中一貫教育校設置計画（新泉小学校・和泉小学校・和泉中学校の統合）」を策定し、施設一体型の小中一貫教育校を建設することとしました。

施設一体型の小中一貫教育校の設置は、杉並区において初めてであり、教育内容はもとより、施設整備においても異年齢の児童生徒が、それぞれの夢を実現するために必要な基盤となる力を伸ばすことができる空間づくりを目指すものです。

なお、杉並区の小中一貫教育は、学習指導要領に基づいた小学校 6 年間、中学校 3 年間のカリキュラムに基づいた教育を推進するものです。

1 教育内容にかかわる基本的な考え方

(1) 小中一貫教育校のコンセプト

学校、家庭、地域が力を合わせ、児童生徒の夢を実現するための力を伸ばす。

(2) 教育方針

ア 9年間を見通した一貫した指導を展開し、児童生徒一人ひとりの学力や体力を着実に向上させるとともに、豊かな人間性を育む。

イ 小中学校教職員の相互理解や切磋琢磨、創意工夫を活かすとともに、各種調査や学校評価の検証に基づいた、教育活動、指導法等の工夫・改善を進める。

ウ 家庭、地域との連携、協力を一層深め、地域と協働した学校づくりを推進する。

(3) 指導の重点

ア 小中一貫したカリキュラムによる連続した学習指導の展開

イ 児童生徒のふれあいを中心とした豊かな人間性の育成

ウ 運動の日常化による体力の向上

エ 社会への貢献活動、地域との協働による教育活動の一層の充実

2 設計に関する基本的な考え方

(1) 区内初の小中一貫教育校として、これまで検討してきた小中一貫教育の内容を活かす設計とする。

(2) 既存和泉中学校校舎を改修し、新校舎に接続する。なお、和泉中学校は、改修工事期間中他所へ移転する。また、和泉小学校は、建築工事施工中、既存和泉小学校を活用することを含め、建設予定敷地内での仮設計画を前提とする。

(3) 特別支援学級を小中学校に設置する。

- (4) 学童クラブを敷地内に設置する。
- (5) エコスクール化とユニバーサルデザインに配慮する。

3 施設規模

- (1) 普通教室 30 教室（予備教室 3 教室含む）、特別支援学級 4 教室、その他付帯施設等（主な区想定所要諸室は別添参考案参照）
- (2) 延べ床面積 14,000 m²程度（改修校舎を含む。）
- (3) 概算工事費 約 26 億円（新校舎の改築経費のみ）

4 敷地の概要

- (1) 建築場所 杉並区和泉二丁目 17 番 21 号（添付案内図参照）
- (2) 敷地面積 18,000 m²程度（添付現況配置概略図参照）
- (3) 用途地域の指定等

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	防火地域等	高度地区	日影規制	その他	用途地域別面積(m ²)
第一種低層住居専用地域	40	80	準防火地域	第一種高度地区	3h-2h	建築物の高さ 10m以下	約16,700
第二種住居地域	60	300	防火地域	第二種高度地区	4h-2.5h		約1,300
用途地域別面積計(m ²)							約18,000
その他	都市計画公園（神田川第二緑地）西側神田川沿い 杉並区南部土地区画整理事業施行区域内 予定細街路部分については都市計画法第54条の許可の基準が適用されます。 予定細街路部分以外は都市計画法第54条の許可基準を考慮する必要はありません。						

5 その他の条件等

- (1) 既存の和泉中学校校舎（昭和 58 年築）を改修し活用することとしているが、新耐震基準で建設されているため、構造補強は行わない。また、計画上、既存構造体に影響のない範囲で変更を加えることは可とする。
- (2) 外構工事は、平成 27 年 4 月以降の竣工となる予定だが、平成 27 年 4 月開校とすることを考慮して検討すること。
- (3) 地質調査は、別途発注する測量調査と併せて行う予定としている。
- (4) 設計に当たっては、下記の報告書等を参考にすること。

○ 杉並区教育ビジョン

<http://www2.city.suginami.tokyo.jp/library/library.asp?genre=297010>

○ 杉並区教育ビジョン推進計画

http://www.kyouiku.city.suginami.tokyo.jp/plan/pdf/ev_suisin20-22_re22.pdf

○ 杉並区小中一貫教育基本方針

http://www2.city.suginami.tokyo.jp/library/file/syoutyuikkan_kihon_housin.pdf

- 杉並区立小中学校適正配置方針

http://www2.city.suginami.tokyo.jp/library/file/tekise_hosin_h21kai.pdf

- 新泉・和泉地区小中一貫教育校設置計画（新泉小学校・和泉小学校・和泉中学校の統合）

http://www2.city.suginami.tokyo.jp/library/file/sinsen_izumi_syoutyuikkan_plan.pdf

- 風と緑の施設づくり報告書

http://www2.city.suginami.tokyo.jp/library/file/report_kazetomidori.pdf

- 杉並区版「環境共生型学校施設」整備に向けて

http://www2.city.suginami.tokyo.jp/library/file/eco_school_zen.pdf

6 事業実施計画（予定）

- (1) 基本設計 平成23年3月～平成23年9月
- (2) 実施設計 平成23年10月～平成24年6月
- (3) 建設工事 平成24年12月～平成27年3月
- (4) 開校 平成27年4月

7 別添資料

- 主な区想定所要諸室参考案
- 建設計画地案内図
- 現況配置概略図
- 和泉中学校現況平面図
- 和泉中学校現況断面図

創刊号

新泉・和泉地区小中一貫教育校 設置協議会ニュース

杉並区教育委員会は、義務教育9年間を通して一貫した教育活動を図るとともに、学校の適正規模を確保して、児童・生徒に望ましい教育環境を提供していくため、平成22年5月に「新泉・和泉地区小中一貫教育校設置計画(新泉小学校・和泉小学校・和泉中学校の統合)」を策定しました。

このたび、施設一体型「小中一貫教育校」の開校に向けて準備を進めていくため、3校の地域関係者、保護者及び校長等で構成する「小中一貫教育校設置協議会」を設置しました。

このお知らせは、「新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会」の協議内容等について、保護者や地域の皆さまへお知らせするために創刊しました。今後も協議に合わせて継続して発行していきます。

「小中一貫教育校」とは

小中一貫教育校とは、小・中学校の施設、組織・運営を一体化し、児童・生徒、教職員が同一の敷地・校舎で学校生活を共にしながら、義務教育9年間を通して連続した教育活動を行う学校のことをいいます。

★ 区内初 ★ 施設一体型「小中一貫教育校」の開校に向けて

対象校

新泉小学校
(所在地 : 和泉1-44-26)
和泉小学校
(所在地 : 和泉2-17-21)
和泉中学校
(所在地 : 和泉2-17-14)

開校場所

現在の和泉小学校・和泉中学校の校地

開校予定時期

校舎の改築・改修、特色ある教育課程の編成等を行う必要があることから、計画策定から5年後の、平成27年4月とします。

◎第1回協議会を開催しました

第1回協議会は、平成22年7月23日に和泉中学校で開催されました。井出教育長の挨拶、出席者の自己紹介に続き、会長・副会長の選任を行い、会長に和泉中学校の由井校長が、副会長に新泉小学校の鶴巻校長が選出されました。

新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会委員

※◎は会長、○は副会長

役職等	氏名	役職等	氏名
町会及び自治会代表	宮川 肇	和泉中学校保護者	高橋 真実
	梅田 利雄		岡本 千恵子
	内藤 一郎		久保田 知子
学校支援本部	大野 博康	学校関係者	田中 博幸
	白滝 一紀		藤原 聡
	前原 眞智子		江口 由利子
	吉橋 正美	長田 恵美子	
新泉小学校保護者	伊藤 歩	新泉小学校校長	○鶴巻 景子
	佐川 智子	和泉小学校校長	相馬 季子
	井上 眞弓	和泉中学校校長	◎由井 良昌
和泉小学校保護者	小山 資奈子	新泉小学校副校長	田邊 克宣
	川原 玲子	和泉小学校副校長	佐野 篤
	智原 眞弓	和泉中学校副校長	比嘉 朝明
松岡 智子	中島 好招		
		教育委員会事務局 教育改革担当部長	渡辺 均

平成22年7月23日現在 (敬称略)

教育長 井出 隆安

小中一貫教育にはモデルがないので、新泉・和泉地区にかかわる方々で知恵を寄せ合い、自分たちの力で自分たちの学校をつくっていくという意識で一緒に取り組んでいただければと思います。そして、出来上がったときに、他に自慢できる、卒業していく子どもたちが本当にこの学校で学べてよかった、と思えるような学校をぜひつくってきたいと考えています。



続いて、3校の校長から各校の小中一貫教育の取り組みについて説明が行われ、その後、会議の進め方、次回以降の議題について話し合われました。第2回は、今年度4月に施設一体型「小中一貫教育校」として開校した、足立区立新田学園を視察します。

新泉小学校校長

3校は、これまでの小中一貫教育の取り組みによる成果を土台に、新しい学校づくりという視点で一歩進み始めたところです。

新泉小は2校とは離れたところにありますが、何度も足を運び、交流を深めていければと思います。

和泉小学校校長

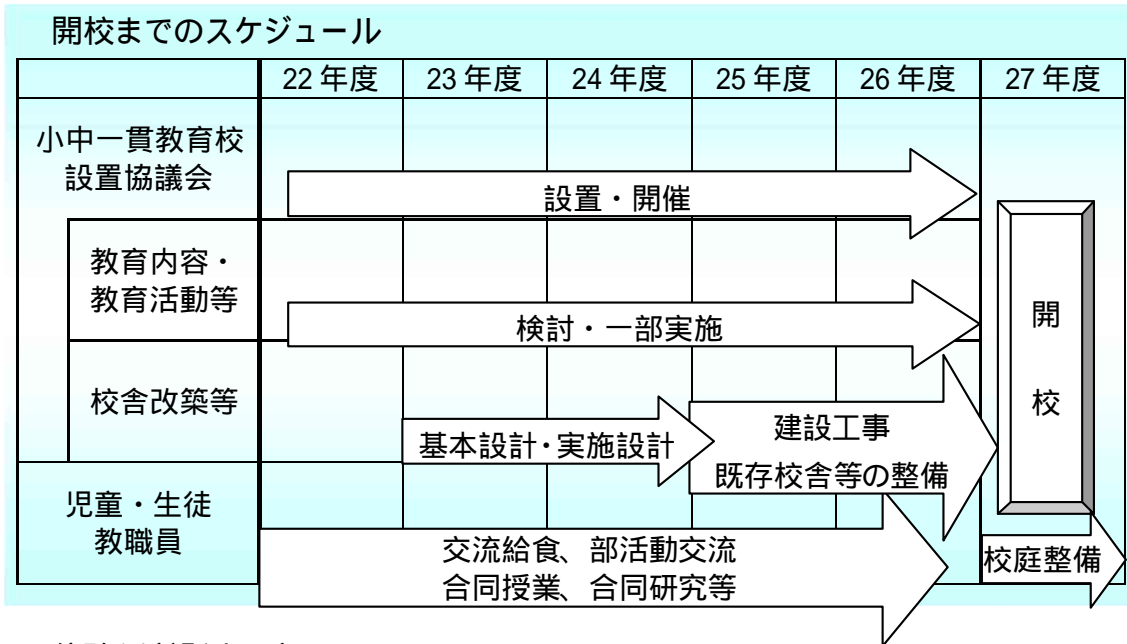
今年度は、3校の教員の合同研修を重ね、教科ごとの話し合いを進めて具体化を図るなど、教員の交流を頻繁に行っています。

和泉小は学校に対する関心を高めてもらうために、ホームページを毎日更新し、情報発信を行っています。

和泉中学校校長

3校は、研究授業などを通し、協力体制が整ってきたところです。

和泉中では、生徒にさまざまな学ぶ機会を与え、その中で生徒のいいところを引き出し、そしてそのいいところを広く多くの方にお見せしていきたいと思っています。



傍聴を希望される方へ

会議は原則公開です。傍聴は自由ですが、会場の都合上、事前に申し込みが必要となります。ただし、出席委員の過半数の決定により、非公開とすることもあります。

傍聴を希望される方は、以下問い合わせ先へご連絡ください。

問い合わせ先

- 教育改革推進課小中一貫教育担当 03 - 3312 - 2111(代表)
- 新泉小学校(副校長) 03 - 3322 - 4251
- 和泉小学校(副校長) 03 - 3322 - 4254
- 和泉中学校(副校長) 03 - 3322 - 7671

❁ 協議会日程 ❁

第2回協議会

- ・ 開催日： 9月15日(水)
 - ・ 会 場： 足立区立新田学園
 - ・ 内 容： 現地視察
- 視察は傍聴することができません。

第3回協議会

- ・ 開催日： 10月下旬(予定)
- ・ 会 場： 新泉小学校
- ・ 内 容： 小中一貫教育について

新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会ニュース(創刊号)
平成22年8月発行



杉並区教育委員会事務局教育改革推進課小中一貫教育担当
TEL 03-3312-2111(代表) FAX 03-5307-0692
Eメール kyoiku-kaikaku@city.suginami.lg.jp

第1回協議会の資料は、教育委員会ホームページに掲載しています。
会議録については、9月1日以降に掲載する予定です。
教育委員会ホームページ <http://www.kyouiku.city.suginami.tokyo.jp>

第2号

新泉・和泉地区小中一貫教育校 設置協議会ニュース

区内初！新しい学校の設計者を 公募型「プロポーザル」方式で選びます。

小中一貫教育校の基本設計にあたっては、杉並区の目指す小中一貫教育について理解し、高い技術と豊富な経験を有し、もっとも適した設計者を選ぶため、学校建築では区内初となるプロポーザル方式により設計候補者を選定します。

プロポーザルとは

契約の相手を選ぶために、複数の応募者から、あらかじめ提示した条件に基づいて企画を提案してもらい、これを審査することにより、最も優れた候補者を選ぶ方法です。

設計に関する基本的な考え方

区内初の小中一貫教育校として、これまで検討してきた小中一貫教育の内容を活かす設計とする。

現在の和泉中学校の校舎を改修し、新校舎に接続する。

特別支援学級を小中学校に設置する。

学童クラブを敷地内に設置する。

エコスクール化とユニバーサルデザインに配慮する。

提案された新しい学校を見ませんか？ 公開プレゼンテーションを行います

平成23年1月4日から応募事業者の受付を開始し、学識経験者など6名で構成される選定委員会の第一次審査(書類審査)で17者の中から4者が選ばれました。第二次審査では、この4者によるプレゼンテーションと選定委員によるヒアリングを行い、最優秀者を選びます。プレゼンテーションとヒアリングは一般公開しますので、ぜひ、会場へお越しください。なお、審査は非公開となります。

日時 平成23年3月13日(日)

午後1時～5時(予定)

開場:午後0時30分

会場 和泉中学校体育館 暖房あり

詳細(プロポーザル実施要領)は、杉並区ホームページをご覧ください。

「新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会」は、新泉小・和泉小・和泉中の地域関係者と保護者、校長などで構成され、平成 27 年 4 月の小中一貫教育校の開校に向けたさまざまな課題について協議しています。

第 2 回協議会では、平成 22 年 4 月に小中一貫教育校として開校した足立区立新田学園を視察しました。

「教育内容にかかわる基本的な考え方」 を決定しました。

第 3 回及び第 4 回の協議会において、「新泉・和泉地区小中一貫教育校の教育内容にかかわる基本的な考え方」について議論し、次のとおり決定しました。

コンセプト

学校、家庭、地域が力を合わせ、
児童生徒の夢を実現するための力を伸ばす。

キャッチフレーズ

小中一貫教育校で伸ばす！夢を実現するための力
遠くの学校より近くの小中一貫教育校

方針

- (1) 9 年間を見通した一貫した指導を展開し、児童生徒一人ひとりの学力や体力を着実に向上させるとともに、豊かな人間性を育む。
- (2) 小中学校教職員の相互理解や切磋琢磨、創意工夫を活かすとともに、各種調査や学校評価等の検証に基づいた、教育活動、指導法等の工夫・改善を進める。
- (3) 家庭、地域との連携、協力を一層深め、地域と協働した学校づくりを推進する。

重点

- (1) 小中一貫したカリキュラムによる連続した学習指導の展開
- (2) 児童生徒のふれあいを中心にした豊かな人間性の育成
- (3) 運動の日常化による体力の向上
- (4) 社会への貢献活動、地域との協働による教育活動の一層の充実

新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会ニュース(第 2 号)

平成 23 年 2 月発行



杉並区教育委員会事務局教育改革推進課小中一貫教育担当

TEL 03-3312-2111(代表) FAX 03-5307-0692

Eメール kyoiku-kaikaku@city.suginami.lg.jp

協議会の資料は、教育委員会ホームページに掲載しています。

教育委員会ホームページ <http://www.kyouiku.city.suginami.tokyo.jp>

新泉・和泉地区小中一貫教育校 設置協議会ニュース

第3号

新しい学校の設計者が決まりました

学校建築で区内初の公募型プロポーザル方式で選定

平成 23 年 3 月 26 日(土)、第一次審査(書類審査)で選ばれた 4 者が公開プレゼンテーションを行い、6 名の選定委員の評価により最優秀者に「株式会社 日本設計」が選定されました。

小中一貫教育校のコンセプト

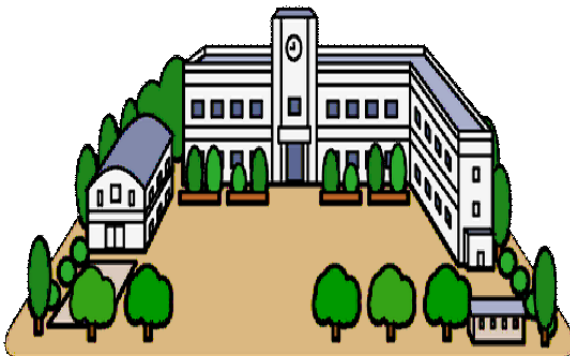
学校、家庭、地域が力を合わせ、
児童生徒の夢を実現するための力を伸ばす



「株式会社 日本設計」は

区のコンセプトを基本に新校舎と既存中学校校舎を一体化し、「児童・生徒が」「教師が」、そして「地域と」繋がる小中一貫教育校を提案しています。交流プラザを配置して連携、接続を強調しています。

今後、協議会ではこの設計事業者とともに基本設計をまとめていきます



このプロポーザル選定結果と選定委員会上野淳委員長の講評は区公式ホームページ、教育委員会ホームページに掲載しています。

第6回協議会から ~ 平成23年5月23日(月) 新泉小学校 ~

- ・ 新年度を向え、PTA 役員の交代などで委員の入れ替えがあり、7 名の方が協議会委員に委嘱され、新たな 29 名で小中一貫教育校のための検討が進められます。



「新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会」新委員(7名)

(敬称略)

役職	氏名		
保護者	加賀美 桜子	梅野 ちなみ	芋川 由紀子
	鈴木 恭子	羽鳥 敦子	
学校関係者	池田 弘彦		
副校長	小澤 伸生		

- ・ 基本計画検討のためにアドバイザーとして、首都大学東京副学長の上野淳先生。杉並区都市計画審議会委員の村上美奈子先生のお二人をお招きしました。今後の学校建設についての考え方、課題について映像を見ながらわかりやすくお話していただきました。

委員の意見



- ・ 既存中学校をどう生かして、何を残していくかが大切である。
- ・ 防災基点として、近隣にとって大切な位置づけとなっている「震災救援所」についても考慮する必要がある。
- ・ 神田川に隣接しているので、水害が心配。
- ・ 校庭の芝生化は和泉小学校での実績もあるので、使い方も含めて考えてほしい。
- ・ 学校の使い勝手が第一優先だが、和泉中は校庭も体育館も一般の利用者が多く、これらを含めてどのように使っていくのか多角的な研究が必要。



第6回 協議会の様子



委員の皆さんからのさまざまなご意見を新しい一貫校へ向けて検討を重ね、ひとつのかたちにしていきます。

区内で改築された松溪中学校、天沼小学校の2校を視察



協議会では基本計画検討のために、新しい小中一貫校建設をよりよいものにしていくために視察を実施しました。

各委員は中島校長先生、山内副校長先生の説明に耳を傾け、熱心に見学しました。



屋内運動場

松溪中学校、天沼小学校はエコスクール(環境共生型学校)として、「太陽光パネル」、「屋上緑化」など環境に配慮した工夫がされています。

～ 松溪中学校 ～

多摩産材をふんだんに使ったやさしいぬくもりの空間、少人数対応可能な大小のスペース、広々とした「屋内運動場」、遮熱効果のある屋上プール、広くて明るいランチルームなどを見学させていただきました。



風のテラス

～ 天沼小学校 ～

学校の中心には「調べ学習の拠点」となるラーニングセンター(図書室・パソコン室)。地下1階には多様に利用されているランチルーム兼用のセンターコート、2階の風のテラスなど工夫がいっぱい、最新の小学校を見学させていただきました。

視察後の意見

- ・ デザインと使い勝手の融合を図ってほしい。
- ・ 色合いが明るくてやわらかい感じの配色がよかった。室内の色合いも大切。
- ・ エコスクールの機能を十分考慮して取り入れてほしい。
- ・ 水廻りが多く、機能的で、大人数で使用できるのがよいと思う。

第8回協議会から ～ 平成23年6月24日(金) 和泉小学校 ～

前回6月6日の視察で、委員の皆さんからいただいたご意見をまとめ、報告させていただきました。この報告をもとに意見交換した結果を一部抜粋してお知らせします。

- ・ 中学校は改修のみになるので、生徒が行きたくなくなるような魅力的な学校になるか心配、工夫が必要。
- ・ ふたつの学校は屋上に緑化、芝生化をしていましたが、手入れの難しさを感じました。屋上の芝生化はあまり好ましくないと思います。
- ・ 屋上に太陽パネルが設置され、小学校では屋根のような形で雨の日にも子どもが利用できるようになっていました。屋上利用は運動場の確保と緑化の両面で考えていく必要があります。
- ・ 小中一貫校になりますと、ひとつの校庭を小学生、中学生が一緒に利用するようになり、中学生の部活動、一般の方や登録団体の利用など使い方もいろいろあります。芝生化とあわせて検討が必要です。



第8回協議会では、教室の配置などの平面計画とあわせて、現在の和泉小学校の芝生の継続についても校庭利用を考慮した検討も必要ということになり、10名の委員（下記参照）からなる「校庭部会」を設置しました。

「校庭部会」委員

（敬称略）

役職	氏名	氏名	氏名
学校支援本部	吉橋 正美	伊藤 歩	
保護者	佐川 智子	梅野 ちなみ	江口 由利子
学校関係者	藤原 聡	池田 弘彦	
学校	小澤 伸生	相馬 季子	中島 好招

第1回「校庭部会」7月9日開催される。

〔 第2回は 8月1日(火)
和泉小学校で午後3時から開催予定。 〕



新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会ニュース(第3号)

平成23年7月発行

杉並区教育委員会事務局教育改革推進課小中一貫教育担当

TEL 03-3312-2111(代表) FAX 03-5307-0692

Eメール kyoiku-kaikaku@city.suginami.lg.jp

協議会の会議録は、教育委員会ホームページに掲載しています。

教育委員会ホームページ <http://www.kyouiku.city.suginami.tokyo.jp>

平成23年度 杉並区新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会委員名簿

	所 属	役 職 等	氏 名
1	新泉小学校	校 長	鶴巻 景子
2	和泉小学校		相馬 季子
3	和泉中学校		由井 良昌
4	新泉小学校	副校長	小澤 伸生
5	和泉小学校		佐野 篤
6	和泉中学校		比嘉 朝明
7			中島 好招
8	新泉小学校 和泉小学校 和泉中学校	町会及び自治会代表	宮川 肇
9			田村 美子
10			内藤 一郎
11			加藤 倡之亮
12		学校支援本部	白滝 一紀
13			前原 眞智子
14			吉橋 正美
15			伊藤 歩
16	新泉小学校	保 護 者	佐川 智子
17			井上 眞弓
18			加賀美 桜子
19	和泉小学校		拇野 ちなみ
20			芋川 由紀子
21			鈴木 恭子
22	和泉中学校		江口 由利子
23			久保田 知子
24		羽鳥 敦子	
25	新泉小学校	学校関係者	田中 博幸
26			梅田 利雄
27	和泉小学校		藤原 聡
28			池田 弘彦
29	和泉中学校		長田 恵美子
30	教育委員会事務局	教育改革担当部長	渡辺 均

(資料7)

杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会設置要綱

平成22年6月1日

杉教第2327号

改正 平成23年8月1日杉教第5081号

(設置)

第1条 杉並区立新泉小学校(以下「新泉小学校」という。)、杉並区立和泉小学校(以下「和泉小学校」という。)及び杉並区立和泉中学校(以下「和泉中学校」という。)による施設一体型の小中一貫教育校の開校に向けての検討を行うため、杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 小中一貫教育校の内容に関する事。
- (2) 小中一貫教育校の校舎建設及び施設整備に関する事。
- (3) その他開校の準備に関する必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、教育長が委嘱又は任命する次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 新泉小学校長 1名
- (2) 和泉小学校長 1名
- (3) 和泉中学校長 1名
- (4) 新泉小学校副校長 1名
- (5) 和泉小学校副校長 1名
- (6) 和泉中学校副校長 2名
- (7) 学校支援本部の代表 4名
- (8) 新泉小学校、和泉小学校及び和泉中学校の通学区域内に存する町会及び自治会の代表 4名
- (9) 新泉小学校保護者 3名
- (10) 和泉小学校保護者 3名
- (11) 和泉中学校保護者 3名
- (12) 新泉小学校、和泉小学校及び和泉中学校の学校関係者 5名
- (13) 教育委員会事務局教育改革担当部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 協議会の会議は公開とする。ただし、出席者の過半数で決定したときは非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育改革推進課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月1日杉教第5081号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

(資料8)

新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会検討経過

第1回(平成22年7月23日)	<ul style="list-style-type: none">・ 委嘱状交付・ 新泉・和泉地区の小中一貫教育の取組みについて
第2回(平成22年9月15日)	<ul style="list-style-type: none">・ 他自治体小中一貫教育校視察(足立区新田学園)
第3回(平成22年10月21日)	<ul style="list-style-type: none">・ 杉並区の小中一貫教育について・ 小中一貫教育校の教育内容にかかわる基本的な考え方について
第4回(平成22年12月9日)	<ul style="list-style-type: none">・ 小中一貫教育校の教育内容にかかわる基本的な考え方について・ 設計業者の選定について
第5回(平成22年2月24日)	<ul style="list-style-type: none">・ プロポーザル実施状況について・ 小中一貫教育の取組みについて
第6回(平成23年5月23日)	<ul style="list-style-type: none">・ 一貫校基本設計業務の概要について・ プロポーザルによる基本設計業者の選定結果について
第7回(平成23年6月6日)	<ul style="list-style-type: none">・ 区内小・中学校視察(天沼小・松溪中)
第8回(平成23年6月24日)	<ul style="list-style-type: none">・ 建築基本方針及び平面計画(案)検討
第1回校庭芝生部会 (平成23年7月9日)	<ul style="list-style-type: none">・ 校庭芝生のあり方について・ 校庭芝生配置(案)検討
第2回校庭芝生部会 (平成23年8月1日)	<ul style="list-style-type: none">・ 校庭芝生のあり方について・ 校庭芝生配置(案)検討
第9回(平成23年8月9日)	<ul style="list-style-type: none">・ 平面計画(案)検討
第10回(平成23年9月26日)	<ul style="list-style-type: none">・ 平面計画(案)方針決定

杉並区立新泉・和泉地区小中一環教育校の開校に向けて
設置協議会中間報告書

平成 23 年度版

平成 23 年 11 月発行

編集・発行 杉並区教育委員会事務局

教育改革推進課小中一貫教育担当

〒166 - 8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

TEL (03)3312-2111 (代)

登録印刷物番号

23 - 0062